

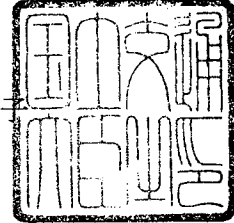


認 定 書

国住指第843号
平成14年2月4日

三和シャッター工業株式会社
代表取締役社長 高山俊隆 様

国土交通大臣 林 寛



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号の二口及び同法施行令第109条の2（20分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-9187
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
アルミニウム合金製シャッター
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り